

第一回花巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会

- 1 開催日時 令和6年9月20(金) 午後3時～4時
- 2 開催場所 石鳥谷総合支所3階 大会議室
- 3 出席者 委員出席者5名 佐藤勝委員、瀬川幾子委員、高橋晃一委員、原田恵理委員、小笠原美和委員
事務局 5名 学務管理課学校給食管理室 伊藤次長、出茂主査、鳥居主任、鬼柳衛生指導員、学務管理課 瀬川課長補佐
- 4 報道機関 なし
- 5 傍聴希望者 なし
- 6 議題
 - (1) 委員長代理委員の指名について
 - (2) 実施要領及び仕様書の案の内容確認について
 - (3) 公募型又は指名型のプロポーザル選定方法について
 - (4) 企画提案書等の審査及び選定方法について

5 議事録

■事務局 伊藤次長

定刻になりましたので、ただいまより第1回花巻市学校給食センター調理等業務プロポーザル選定委員会を開催いたします。本委員会の事務局を務めます教育部学校給食管理室の伊藤と申します。宜しくお願いいたします。

なお、本日の委員会ですが、はじめに事務局より、事務的な部分の説明及び委員長の選任について進めさせていただいた後に、議事に入る形で進めさせていただきたいと考えております。

最初に本委員会への委員の委嘱状ですが、各委員のお席に準備させていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。委員会を進めるにあたり、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。こちらからお名前をお呼びしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員自己紹介)

■事務局 伊藤次長

本日の委員会は、5名の委員の皆様にご出席いただいております、委員定数5名のうち全員の出席をいただいておりますので、過半数を超えたことから、本委員会設置要領第6条第2項

に基づき、委員会が成立することをご報告します。

次に、本委員会の委員長選任ですが、本委員会設置要領第5条第1項に「委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。」と規定しておりますので、委員長は教育長の佐藤委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。それでは、佐藤委員長よりご挨拶をお願いします。

■佐藤委員長

委員長を務めさせていただきます佐藤でございます。

花巻市では将来にわたって安全安心な給食を提供していくことを実現するため、民間の活力を導入しながら、調理業務、衛生管理能力を確保して、業務の効率化を図るために、一部の学校給食センターが行う調理業務を民間の事業者へ委託して実施しております。

そのうち南城・矢沢・宮野目この三つの調理場で構成する、花巻市の中央ブロック学校給食センターと、湯口、湯本、西南で構成する花巻市の西ブロックの学校給食センターについては、本年度末をもって契約が満了となります。

そこで本日は令和7年度から9年度までの3ヶ年間の期間とした、調理等の業務を委託するための契約候補者を選定するための会議であります。

今日はこの後、会長の代理者を選任いただいた後、業務委託プロポーザル方式という手法をとるということで、次第の通り実施要領と業務の仕様書、選定方法あるいは審査、あるいは選定方式などについてお諮りし、決定して選択に向けて決定してまいりたいと思います。

様々な契約にあたって、横文字がたくさん並んでおり、専門用語も色々あるようですので、その辺も含めて、忌憚のないご意見とかご質問をいただきながら着実に進めてまいりたいと思いますので、どうぞ自由闊達なご発言をよろしくお願いいたします。

■事務局 伊藤次長

それでは、これ以降の進行については、佐藤委員長にお願いいたします。

■佐藤委員長

まず資料の確認をお願いいたします。

■瀬川課長補佐

資料の確認をさせていただきたいと思います。ホチキス留めしたもの3部用意しております。一つ目が、プロポーザル実施要領(案)というものになります。二つ目が業務委託仕様書(共通)となっているものになります。そして提案書等作成要領、これらがホチキス留めになっている資料となっております。次にA4横のものになりますけれども、こちらについては後で説明しますが審査会で使用する採点表ということになります。最後にプロポーザル選定委員会本委員会の設置要領ということで、両面刷りのものということになります。

ます。お手元に資料揃っておりますでしょうか。大丈夫ですか。

■佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

ここからの進行については、私が行いますが、議事に入る前に、本委員会の公開について確認します。

花巻市審議会等の会議の公開に関する指針では審議会等の委員会について、原則公開とすることとし、花巻市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議または調査を行う場合や公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合、非公開とすることができるとしております。

本日の会議の公開・非公開を決定するため、事務局から本日の議事項目について説明願います。

■事務局 伊藤次長

花巻市プロポーザル方式運用ガイドラインに定める本委員会の所掌事務である「実施要領の内容確認」「公募型又は指名型の選定方法の決定」「企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること」を行い、具体的には審査において、評価基準と提案内容をどのように評価するかについて、協議したいと考えております。

■佐藤委員長

それでは、本日の委員会について、公開・非公開どちらにいたしますか。委員の皆さんにお諮りします。いかがでしょうか、ご意見ございませんでしょうか

■高橋委員

今回は、審査の評価基準を具体的に話し合うということであれば、公開すると意見交換などは中々難しいところがあるかと思います。そのような場合は非公開にすることはできるのででしょうか。

■佐藤委員長

他に意見ございませんでしょうか。

ただいまの意見に対し、事務局に確認しますが、どうですか。

■事務局 伊藤次長

花巻市審議会等の会議の公開に関する指針では審議会等の委員会について、原則公開とすることとしておりますが、花巻市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認

められる事項について審査審議または調査を行う場合は当該会議を公開しないことができるとされております。花巻市情報公開条例第7条では、非開示情報とすることができるものを規定しており、今回の委員会の内容は同条第5号の「市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものかと考えられます。

■佐藤委員長

今のご説明で可能性として中立性が損なわれ、市民の混乱・特定の方の不当な利益や不利益発生の可能性も生じるのではないかというふうなご指摘のようなのですが、今事務局の説明もございましたけれども、どのような対応にするか、改めて確認したいと思いますが、いかがですか。

■高橋委員

今回の選定委員会第1回目のところでは、業者選定に関わる評価基準について、具体的に話し合いされるところがあるかと思います。公開になれば、率直なご意見の部分の交流がなされないことが想定されますので、本日については非公開としてはいかがかという点が、私意見でございます。

■佐藤委員長

高橋委員から非公開というご意見がありましたが、今回の委員会について非公開としてよろしいかお諮りします。今回の委員会は非公開とします。

(以降の会議については非公開)

議事(5)その他において、次回会議を公開または非公開とすることについて委員に確認。
花巻市情報公開条例第7条第5号により非公開とする。